

三稜中学校「学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざします。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

○『ウソをつかない』、『ルールを守る』、『人に親切にする』、『勉強をする』を学校安心ルールの基本事項とする。

	学習の時に	他の生徒に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
	・ウソをつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強をする	
第1段階	・授業時間に遅れる	・からかう、ひやかす ・物をかってに使ったり、かくしたりする		・始業時間に遅れる ・物をたいせつにしない ・机などに落書きする ・不必要なお金を持ってくる	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導
第2段階	・私語をするなど授業を受けている他の生徒のじゃまをする ・テストで不正行為をする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言ったり、ネットなどに書き込んだりする ・怖がるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・からかったり、ひやかしたり、挑発的な態度をとる	・学校のものをこわす ・許可なく自転車で登校する ・スマホやマンガなど学校生活に必要のないものを持ってくる ・金銭トラブルを引き起こす	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストの妨害をする ・授業をさぼり校内外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする。	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする。 ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・カードやゲーム等で賭けごとをする ・喫煙・飲酒など法律に違反した行為を行う	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗<万引きも含む>や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。状況によっては個別指導教室を活用した指導をする。				